

必要的共同訴訟について
体系的にまとめられた唯一の書!

必要的共同訴訟の 理論と判例

[著] 井上 繁規 (元東京高等裁判所・部総括判事)

A5判・574頁 定価：本体6,300円+税

必要的共同訴訟の 理論と判例

井上 繁規

弁護士、裁判官、研究者
～民事訴訟に携わるすべての方々に～

【必要的共同訴訟】の全分野にわたり、
最高裁判例・大審院判決、学説を精緻に分析
【必要的共同訴訟】の理論と実務をつなげる
唯一の体系書

第一法規

弁護士、裁判官、研究者——
民事訴訟に携わるすべての方々に!

本書の特長

- ◆元東京高等裁判所・部総括判事が、必要的共同訴訟の全分野にわたり、これまで論じられてきた理論を網羅的に整理し、裁判官の視点から問題となる実務上の課題と関連付けて解説!
- ◆150件余りの判例を<肯定><否定>で整理。自身のケースをあてはめやすい!
- ◆必要的共同訴訟の【判例】と【学説】のすべてがこの一冊に!

目次 (抜粋)

はしがき

第1編 必要的共同訴訟の意義

第1章 はじめに

- 第1節 本書の目的と構成
- 第2節 必要的共同訴訟の概要

第2章 必要的共同訴訟の定義と種類

- 第1節 必要的共同訴訟の定義
- 第2節 必要的共同訴訟の成立要件
- 第3節 必要的共同訴訟の種類

第3章 訴訟類型に対応した固有必要的共同訴訟の成否

- 第1節 他人間の権利関係等の変動を目的とする訴訟
- 第2節 管理処分権又は訴訟進行権の共同行使が要求される場合

- 第3節 共同所有関係訴訟
- 第4節 知的財産関係訴訟

第4章 類似必要的共同訴訟

- 第1節 類似必要的共同訴訟の定義及び具体例
- 第2節 類似必要的共同訴訟か否かが問題となる場合

第5章 必要的共同訴訟の規律

- 第1節 訴訟要件
- 第2節 必要的共同訴訟の審判の規律
- 第3節 非同調者
- 第4節 脱漏当事者があった場合の処理

- 第5節 上訴をしない共同訴訟人の地位
- 第6節 住民訴訟及び株主代表訴訟における非上訴者の地位

第2編 重要判例の整理

第1章 最高裁判例

- 第1節 必要的共同訴訟を肯定する方向の最高裁判例
- 第2節 必要的共同訴訟を否定する方向の最高裁判例

第2章 大審院判例

- 第1節 必要的共同訴訟を肯定する方向の大審院判例
- 第2節 必要的共同訴訟を否定する方向の大審院判例

事項索引
判例索引

民事控訴審の 判決と審理

[第2版]
井上 繁規

井上繁規 著

民事控訴審の判決と審理 [第2版]

も好評発売中!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

本書の構成

【第1編：必要的共同訴訟の意義】

大審院及び最高裁の重要判決の調査と分析に基づき、必要的共同訴訟の意義、特にその成立要件、訴訟類型に応じた固有の必要的共同訴訟の成否、必要的共同訴訟の規律などの解説を行い、判例の到達点及び今後に残された問題点を明らかにしています。

【第2編：重要判例の整理】

大審院判決及び最高裁判決につき、必要的共同訴訟を肯定する方向の判決と否定する方向の判決を紹介。各判決ごとに要旨や争点、コメントを付して、その意義と位置付けを解説しています。

第1編 内容見本

収録中の判例には、判例データベース『D1-Law.com判例体系』の判例IDを記載しています。『D1-Law.com判例体系』をご契約の場合は、判決全文・要旨・解説等をすぐに確認できます。

第3節 共同所有関係訴訟

訴訟類型ごと(境界確定、遺産分割、知財関係訴訟など)に整理しています。

1 目的物引渡請求

(1) 必要的共同訴訟否定例

ア 保存行為(共有者の一部の者が提起した訴訟)

① 土地共有者の一部の者が提起した不法占有者に対する共有土地明渡請求訴訟(大判54)大判大正7・4・19民録24輯12巻731頁(27522632)。原告側。保存行為。对第三者)

「原判決事実摘示及ヒ之ニ引用シテ第一審判決事実摘示ニ依リハ被告原告人ハ本訴ニ於テ本件土地ノ共有者ノ一人トシテ原告人ニ對シ不法占有ニ因リ妨害ヲ排除シ之カ明渡ヲ請求スルモノニシテ共有地ノ所有權確認ノ訴ヲ提起シタルニアラス。斯ル請求ハ各共有者單獨ニテ之ヲ為スコトヲ得ル」

本判決は、土地共有者の一部の者が提起した不法占有者に対する共有土地明渡請求につき、本件訴訟は、不法占有による妨害を排除しその明渡しを請求するものであって、共有地の所有權確認を求めたものではないから、各共有者が単独であることができるとして、本件明渡請求は、必要的共同訴訟ではないことを明らかにした。そして、その理由として、本件訴訟に係る請求が民法252条ただし書所定の保存行為に該当することをその根拠としているものと考えられる。

② 不動産共有者の一部の者が第三者に対して不動産引渡請求訴訟(大判57)大判大正10・(27523276)。原告側。保存行為。对第三者)

「被告原告人ハ本訴ノ不動産ノ内722番736番735番ノ一人トシテ共有者全員ノ為メ原告人ニ對シ其引カド請求ハ民法252条但書ニ所謂保存行為トシテ也」

本判決は、不動産共有者の一部の者が第三者に対して共有不動産の引渡請求訴訟につき、共有者の一人

第三者に対してする引渡請求は、民法252条ただし書所定の保存行為であるから、訴訟共同の必要はなく、各共有者が単独であることができるとして、本件引渡請求は、必要的共同訴訟ではないことを明らかにした。

イ 不可分債権(共有者の一部の者が提起した訴訟)

① 動産共有者の一部の者が第三者に対して提起した所有権に基づく共有物引渡請求訴訟(大判56)大判大正10・3・18民録27輯9巻547頁(27523227)。原告側。不可分債権。对第三者)

「所有權ニ基キ第三者ニ對シテ共有物ノ引渡ヲ請求スヘキ場合ニ於テハ數人ノ債權者アル不可分債權ニ在テ各債權者カ單獨ニテ債務ノ履行ヲ請求シ得ルカ如ク各共有者總共有者ノ為メ單獨ニテ引渡ヲ請求スルコトヲ得」

本判決は、数名の本件動産の共有者の一部の者が第三者に対して提起した所有権に基づく本件動産の引渡請求訴訟につき、不可分債権の規定(数人の債權者の債務者に対する不可分債権の履行の請求に関する民法428条)を類推し、各共有者は全共有者のために単独で引渡請求をすることができ、全共有者が共同で請求することを要しないものであり、必要的共同訴訟には当たらないことを明らかにした。

② 数名の貸主のうちの一部の者が提起した使用貸借契約の終了に基づく家屋明渡請求訴訟(最判66)最二小判昭和42・8・25民集21巻7号1740頁(27001051)。原告側。不可分債権

「本件家屋の明渡請求は使用貸借契約の終了を原因とするものであることは原判決文上明らかであるから、本件家屋の明渡しを求めた権利は債権的請求権

第1章 最高裁判例

26 最判76 最大判平成10・9・2民集52巻6号1373号(28032541)

同一選挙区内の複数の選挙人が提起する選挙の効力に関する訴え(原告側。一部上告棄却・一部上告却下)

《事件名》

選挙無効請求事件(参議院議員定数配分規定不均衡訴訟大法廷判決)

《判決要旨》

○公職選挙法14条、別表第3の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の合憲性

○同一選挙区内の複数の選挙人が提起する選挙の効力に関する訴訟と類似必要的共同訴訟

○平成6年法律第47号による参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の改正の結果、選挙区間において、平成2年の国勢調査による人口に基づく議員1人当たりの人口及び同改正当時における議員の1人当たりの選挙人数にそれぞれ最大1対4・81及び最大1対4・99の較差が残ることとなったとしても、同改正をもって国会の立法裁量権の限界を超えるものとはいえず、平成7年7月23日施行の参議院議員選挙当時その較差は更に縮小しているから、公職選挙法14条、別表第3の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定は、同選挙当時、憲法14条1項に違反していたものということができる。(意見及び反対意見がある。)

○同一選挙区内の複数の選挙人が提起する選挙の効力に関する訴訟は、類似必要的共同訴訟に該当しない。

《参照条文》

憲法14条1項、43条、44条、47

訴訟法40条1項

《出典》

民集52巻6号1373号、訴且45巻9号1676頁、判時1655号31頁、判タ985号79

最判51号11号218頁、西川知一郎・ジュリ1148号327頁、西川知一郎・最高裁時の判例1(ジュリ増刊)79頁、小林武・判評484号18頁(判時1670号180頁、高見勝利・平成10年度重要判例解説(ジュリ臨増1157号)18頁

《事案の概要》

本件は、平成7年7月23日に施行された参議院議員選挙について、東京都選挙区の選挙人ら4名(原告・上告人)が、公職選挙法14条、別表第3の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定は、選挙当時、憲法14条1項に違反して無効であり、これに基づき施行された同選挙区における選挙も無効である旨主張して、公職選挙法204条に基づき、東京都選挙管理委員会(被告・被上告人)を被告として、同選挙を無効であるとする旨の裁判を求めた定数訴訟である。第1審の東京高裁は、原告らの請求をいずれも棄却したので、原告らが上告を提起したが、上告人4名のうち、2名は上告理由書を提出したが、他の2名は上告理由書を提出しなかった。

《争点》

同一選挙区内の複数の選挙人が提起する選挙の効力に関する訴訟は、類似必要的共同訴訟であるか。

《判決内容》

「上告人A及び同Bは、上告の理由を記載した書面を提出せず、また、同一の選挙区内の複数の選挙人の提起した選挙の効力に関する訴訟がいわゆる類似必要的共同訴訟に該当すると解することもできないから、右上告人らの各上告は却下を免れない。」

(第1審判決を是認し、上告を却下した。)

《本判決の意義》

本判決は、上告理由書を提出しなかった2名の上告人らの上告を却下するにつき、本件定数訴訟は類似必要的共同訴訟には当たらないこと、各上告人の上告が適法であるためには、各上告人が民法315条1項に従って上告期間内に

第2編 内容見本

＜本判決の意義＞で、各判決の位置付けがわかります。

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞

第一法規 必要的共同訴訟

検索

CLICK!